

令和4年 第4回別海町教育委員会 会議録

- 1 開催日時 令和4年3月16日(水)
10時00分から11時20分まで
- 2 開催場所 別海町役場4階第2委員会室
- 3 出席者 (4名)

教育長	登 藤 和 哉
教育委員	大 塚 保 男
教育委員	粥 川 一 芳
教育委員	森 野 志 保
- 4 出席職員 (15名)

教育部長	山 田 一 志
教育部次長	石 川 誠
指導主幹	相 澤 要
指導主幹	稲 村 和 典
指導参事	吉光寺 勝 己
学務課長	宮 本 栄 一
学務課主査	佐 藤 亮
学務課主査	大 山 晋 作
学校教育課長	池 田 卓 也
学校教育課主幹	堀 込 美 穂
中央公民館長	新 堀 光 行
中央公民館副館長	小 村 茂
西公民館長	田 村 康 行
東公民館長	福 原 義 人
図書館長	堺 啓
- 5 議事日程

議案第1号	別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例施行規則の制定について
議案第2号	別海町公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
議案第3号	別海町英語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定について
議案第4号	別海町教育委員会事務局等の職名に関する規則等の一部を

改正する規則の制定について

議案第5号 別海町教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令の制定について

議案第6号 別海町立小学校及び中学校の公務補の配置基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第7号 令和4年度教職員の人事について

議案第8号 令和4年度教育委員会職員の任命について

教育長
(登藤和哉君)

－【開 会】－

ただいまから、令和4年第4回の別海町教育委員会議を開会いたします。

本日の出席者は4名です。

別海町教育委員会議規則第5条の定足数に達しておりますので、会議の成立を宣言いたします。

開会にあたりまして私から一言ご挨拶申し上げます。

本日は、時節柄お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

先日、根室管内教育実践表彰が行われ、前教育委員の伊勢さんや現教育委員の鈴木委員で構成している、読み聞かせボランティアねぎぼうず様が見事受賞されました。

当該団体につきましては、児童生徒への読み聞かせボランティア活動を通して、読書習慣の推進並びに青少年の健全育成活動に尽力しています。

特に、令和2年度野付中学校卒業式では、10年間にわたる地道な読み聞かせ活動と、その成果としてこれまで読み聞かせを行った143冊の絵本を紹介する冊子を手交するなど、読書が身近なものとなる取り組みが管内の社会教育部門で評価されたところです。

地域独自の取組こそが、地域に根差す本来の取組であり、子どもたちにとって最良の教育効果が得られるものと確信しています。これからも末永く活動していただきたいと願っています。

それでは本日の日程に入ります。

よろしくお願いいたします。

－【前回会議録の承認】－

教育長
(登藤和哉君)

それでは日程第2前回会議録の承認に入ります。

令和4年第3回の会議録につきまして、事前に各委員の皆様にも事務局から送付しておりますので、訂正御意見等がありましたら発言

教育長
(登藤和哉君)

教育長
(登藤和哉君)

教育長
(登藤和哉君)

教育部長
(山田一志君)

をお願いしたいと思います。

何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

なければ承認することとしてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、第3回の会議録について承認することといたします。

－【報 告】－

次に、日程第3報告に入ります。

3月1日に開催をいたしました第3回教育委員会議から本日までの行事や実施事業等について事務局から報告をお願いいたします。

それでは3月1日に開催されました、第3回教育委員会議以降、本日までの主な行事や実施事業等について、お配りの資料により御報告いたします。

3月1日ですが、今、教育長のほうからもお話がありましたとおり、根室管内教育実践表彰の表彰状授与式が、尾岱沼地域センターで行われまして、認定こども園野付幼稚園、ねぎぼうずが授賞を受け、教育長が同席をしております。

そして3月2日から3月11日までの間で、第1回別海町議会定例会が開催され、教育長及び関係職員が出席しております。

3月8日、JA道東あさひコントラクター連絡協議会から牛乳券の寄附がありまして、教育長が物品を受納しております。

14日、第2回別海町学校給食センター運営協議会を開催し、教育長及び関係職員が出席しております。

同日、新しいALT、英語指導助手が着任しまして、辞令交付を行っております。

また同日、別海町商工会女性部から愛の鈴及び生涯学習センター図書整備用寄附金の寄附がありまして、教育長が受納しております。

また同日、野付中学校、大橋信介教諭の文部科学大臣優秀教職員表彰の表彰状授与式が行われ、教育長が同席しております。

同日、上西春別中学校、早瀬香織教諭の北海道教育実践表彰表彰状授与式が上西春別中学校で行われまして、教育長が同席しております。

本日、第4回の教育委員会議の開催となっております。

以上です。

－【議 事】－

教育長
(登藤和哉君)

それではこれから日程第4議事に入ります。

議案第1号別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例

中央公民館長
(新堀光行君)

施行規則の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

それでは議案第1号別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例施行規則の制定について、御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

本件につきましては、前回、令和4年3月1日開催の第3回別海町教育委員会議、議案第1号において原案のとおり決定いただきました、別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の施行規則の新規制定であります。

それでは、本文を朗読させていただきます。

議案第1号、別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例施行規則の制定について、別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例施行規則を次のように制定する。

第1条、目的について、別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例施行規則の目的について規定します。

第2条、職務について、生涯学習センター内にセンター長を置き、その職務及び第2項において、職員の職務について規定しています。

第3条、分掌事務については、2ページにかけまして、センターの分掌事務について、第1号から第6号まで規定しています。

続きまして第4条、開館時間及び休館日については、センターの開館時間及び休館日について規定しています。

次に、第5条、使用の許可については、センターを使用する者があらかじめ使用申込書を提出し、教育委員会の許可を受けること、第2項では、従来の3カ月を超える申し込みは受理しないことに加え、ホールと同時に舞台を予約する場合は使用日の1年前からとすること、第3項では特別な事情があると認めた場合は、申し込みを受理する日を変更できるなど、柔軟性を持たせてあります。

次に、第6条、使用の許可等について、使用許可書等について規定しています。

次に、第7条、付属設備又は備付物品の使用料については、3ページにかけまして、条例第9条第2項に規定する付属設備、その部屋に固定されているステージ照明機器などのことですが、備付物品のピアノや展示パネルなどの移動可能な機器の使用料については、6ページの別表第1のとおり規定しています。

別表第1につきましては、後ほど御説明いたしますので、3ページにお戻り願います。

次に、第8条、使用料の減免については、第1号から第5号では、社会教育団体など各種団体が使用する場合についての減額率等につ

いて、公民館条例同様にそれぞれ規定し、第6号ではその他、公益上必要と認めた場合は、教育委員会がその都度、減免率を定めると規定し、第2項では、議案10ページの第3号様式、減免申請書を教育委員会に提出し、11ページの第4号様式、減免承認書の交付を受けると規定するものです。

それでは、3ページにお戻り願います。

次に、第9条、特別設備等の許可及び、第10条、使用等の打合せ等については、まず、第9条ではホールを使用したイベントなどで特別の設備を設置しようとする場合は、事前に議案書12ページに定める第5号様式、特別設備等許可申請書を教育委員会に提出し、同13ページに定める第6号様式、特別設備等許可書の交付を受けるとともに、第10条において必要な事項を打ち合わせ等しなければならないとするものです。

4ページにお戻り願います。

第11条、使用者の遵守事項については、使用者に守っていただきたい事項を第1号から第6号により規定しています。

次に、第12条、入場の制限については、条例第18条の規定、入場を拒否又は退場させることができることを具体的に、第1号から第8号により規定しています。

次に、第13条、営利を目的としない物品の販売等につきましては、7ページの別表第2、条例第13条関係でございます。

物品の販売、その他これに類する商行為として、項目欄に3項目、物品販売、営業、役務提供として記載し、別表第2に掲げるもののほか、教育委員会が特にその必要があると認めるときとし、その実施を希望する商行為ごとに、その内容を精査して、教育委員会が実施の許可を判断することとしています。

具体的には、商法でいう絶対的商行為は実施を禁止するものであり、商行為の目的が、社会的貢献や公共性の維持に寄与するものであれば、その性質を判断して許可をしていくものであります。

5ページにお戻り願います。

次に、第14条、委任では、この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定めることとしております。

附則の第1項では本条例の施行期日を定めており、令和4年4月1日とすることを規定しています。

最後に6ページにお進みください。

別表第1についてですが、第7条に規定する生涯学習センター、及び付帯施設となる青少年プラザ、旧マルチメディア館の附属設備又

は備付物品の使用料について定めた表になります。

第1号では、生涯学習センターの各品目の事項ごとの使用料金を、第2号では、青少年プラザの各品名の事項ごとの使用料金を規定しています。

なお、備考欄の付属設備がその室に付属・固定されているものとし、移動できる備付物品につきましては、館内のみとし、外に貸出し可能な展示用のパネルやキャンプ用テントについては、備付物品のみとして記載してございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

教育長
(登藤和哉君)

ただ今、議案第1号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

御質問がなければ採決をさせていただきます。

議案第1号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

異議がないようですので、議案第1号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第2号別海町公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局説明をお願いいたします。

中央公民館長
(新堀光行君)

それでは、議案第2号別海町公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、内容について御説明いたします。

議案書の14ページをお開きください。

本件につきましても前回、令和4年3月1日開催の第3回別海町教育委員会議、議案第2号において、原案の通り決定いただきました、別海町公民館設置及び管理等に関する条例の施行規則の一部改正であります。

本条例施行規則の改正目的ですが、議案第1号において説明しました、別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例施行規則の制定に伴い、関係する本条例施行規則の一部を改正しようとするものです。

それでは、議案の朗読は省略し、議案資料により御説明をさせていただきます。

議案資料の1ページをお開きください。

別海町公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、新旧対照表となります。

右側が改正前、左側が改正後、下線部が今回改正する箇所となります。

まず、改正前、第6条、職員の相互協力義務を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とするものです。

次に、第9条中、開館時間では、開の文字に誤りがありましたことから、文言を改め、同条を第8条とし、第10条、休館日を第9条とするものです。

次に、2ページをお開きください。

第11条、使用許可の申請では、第1項中、使用日の7日前までに、を使用者の利便性を高めるとともに、受付事務の効率化を図るために、あらかじめ、と改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とし、同条の次に、次の1条を加えるものです。

第14条、適用除外では、前6条の規定は適用せず、別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例施行規則の定めるところによるとするものです。

次に、3ページへお進みください。

第15条、委任では、公民館の運営に、を削り、教育長の承認を受けて館長が別に、を教育委員会で、に改めるものです。

続きまして4ページをお開きください。

第1号様式、使用申込書及び5ページ、第2号様式使用許可書の様式を申込み年月日において、元号が平成と記載されていることから、今回改めるものでございます。

それでは議案の15ページにお戻りください。

附則といたしまして、この規則は令和4年4月1日から施行するものです。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

教育長
(登藤和哉君)

ただいま議案第2号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

何かありませんでしょうか。

教育委員
(大塚保男君)

使用許可の申請について、改正前は使用日の7日前までとなっていたものを、あらかじめ申請すると改正されていますが、この改正について詳細を教えてください。

中央公民館長
(新堀光行君)

具体的に申しますと、サークル等の利用につきましては、そのサークルによって月1回、月に2回、週に1回と、さまざまな利用形態が

	ございます。 その中、コロナ禍で、ここ数年来キャンセル等の手続等もございまして、その辺で、実際問題として公民館では、1週間前までということがかなわないものですから、弾力的な対応として、数日前等も考えられることから、今回実務上にあわせて、改正を提案させていただきました。
教育委員 (大塚保男君)	弾力的になったことで申請しやすくなり、それにより公民館運営上、困ることや心配されることがなく、改善されるという事がわかりました。
教育長 (登藤和哉君)	その他、何かありませんでしょうか。
教育長 (登藤和哉君)	(「なし」の声あり) なければ採決をさせていただきます。 議案第2号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
教育長 (登藤和哉君)	(「異議なし」の声あり) 異議がないようですので、議案第2号について原案のとおり決定することといたします。 次に、議案第3号別海町英語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。
学校教育課主幹 (堀込美穂君)	事務局説明をお願いいたします。 それでは、議案第3号別海町英語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。 議案書18ページをお開き願います。 本規則は町教育委員会において、外国青年招致事業、または町独自で配置される英語指導助手の勤務条件について必要な事項を定めるものです。 今般、英語指導助手の任用にあたり一般財団法人自治体国際化協会の任用規則及び町の関係条例とも整合性を図るため、内容の見直しを行ったことに伴い、本規則の一部を改正するものです。 それでは、議案本文の朗読は省略させていただき、主な改正内容について、別冊の議案資料の新旧対照表にて御説明いたします。 議案資料の6ページをお開きください。 議案資料の6ページから13ページまでが新旧対照表となっております。 右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。 改正内容につきましては、改正後の欄で説明いたします。 それではまず、議案資料6ページ中段になります。

第12条、年次有給休暇、第1項についてですが、町配置者の年次有給休暇については会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の定めるところによるものとすることから、文言を修正するものです。

次に、7ページになります。

第14条、特別休暇です。

第7号については、当該休暇は性別による区分をしていないことから、文言を修正するものです。

また第9号については、当該休暇における条件を追加したものです。

それから、第10号から8ページの第14号までですが、新たに特別休暇として、不妊治療に係る通院等、産前産後休暇、配偶者の出産休暇及び出産に伴う育児休暇、母子保健法に係る健診休暇、妊産婦の健診休暇をそれぞれ追加するものです。

また、第16号につきましては今御説明いたしました第10号から14号を追加したことにより、第11号を第16号に繰り下げ、条文中の号数を修正したものです。

続きまして、9ページになります。

第15条、介護休暇につきまして、新たに介護休暇を規則に加えるものです。

なお、この第15条の追加に伴いまして、以降の条を1条ずつ繰り下げることとなります。

続きまして、10ページの第19条、休暇及び休職の手続きにつきましては、第14条第1項中の号の追加並びに第15条を追加したことに伴う修正を行っております。

最後に附則といたしまして、本規則は令和4年4月1日から施行いたします。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

教育長
(登藤和哉君)

ただいま議案第3号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

なければ採決をさせていただきます。

議案第3号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないようですので、議案第3号について原案のとおり決定

(登藤和哉君)

することといたします。

次に、議案第4号別海町教育委員会事務局等の職名に関する規則等の一部を改正する規則の制定について、議案第5号別海町教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令の制定についての2件については、関連がございますので一括議題といたします。

事務局説明をお願いいたします。

教育部長

(山田一志君)

それでは、議案第4号及び5号の内容説明の前に、議案資料により私から概要を御説明いたします。

議案資料の14ページをお開きください。

資料は教育委員会の機構図となりますが、左側が令和3年度のもので、右側が令和4年度、4月1日からの体制となります。

朱書き部分が変更となる内容になります。

令和4年度から生涯学習センターの運用を開始することにあわせて、部内の機構改革を行います。

まず、生涯学習センターの建設が完了することにより、令和3年度をもって生涯学習センター建設準備室を廃止いたします。

そして、生涯学習センターに新たにセンター長を置き、中央公民館長を兼務いたします。

生涯学習課の執務室を、生涯学習センター内に移動しまして、中央公民館職員と一部兼務をいたします。

中央公民館に、管理担当を新たに置き、業務担当との2担当体制といたします。

生涯学習課の社会体育担当を、スポーツ推進担当として学務課に移し、総務担当、また施設担当を学校施設担当と担当名を変更しまして、3担当の体制と、合わせて学務課の名称を学務・スポーツ課に変更いたします。

また、学務・スポーツ課長が総合スポーツセンター館長を兼務いたします。

生涯学習課の文化財担当を、郷土資料館に移し、業務担当との2担当体制といたします。

学校給食センター長の兼務につきましては、業務の関連性等を考慮いたしまして、現在の学務課長から学校教育課長に移します。

これによりまして学校教育課長は、認定こども園幼稚園型担当課長担任し、併せて学校給食センターのセンター長を兼ねることになります。

以上、組織体制の概要について説明を終わります。

議案については、このことに伴いまして所要の改正を行おうとす

学務課主査
(佐藤亮君)

るもので、今お話ししました内容を頭に置いていただいて、御理解をいただければと思いますので、この後は担当者のほうから説明をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第4号及び議案第5号の内容について説明いたします。

議案の21ページをお開きください。

議案第4号別海町教育委員会事務局等の職名に関する規則等の一部を改正する規則の制定についてです。

こちらは、教育委員会の機構改革に伴い、関連する規則6件を改正するものです。

23ページまでが規則の改正になります。

次に、議案の24ページをお開きください。

議案第5号別海町教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令の制定についてです。

こちらは、機構改革に伴い、関連する規程4件を改正するものです。

27ページまでが規程の改正になります。

それでは、議案については朗読を省略させていただき、ここからは議案資料により説明いたします。

議案資料の15ページをお開きください。

まず、規則の改正内容です。

最初に別海町教育委員会事務局等の職名に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後となります。

第2条の改正です。こちらは生涯学習センター建設準備室の廃止により室長を削除するものです。改正前の下線部の室長に関する記載を、改正後のとおり削除します。

16ページをお開きください。

別海町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則新旧対照表です。

まず第2条の第1号の改正です。学務課の名称を学務・スポーツ課に変更します。

また、第5号の生涯学習センター建設準備室を削除します。

次に、第3条です。

生涯学習センター建設準備室に関する規定を削除するとともに、学務課を学務・スポーツ課に変更します。

17ページをご覧ください。中段になります。

第6条、学務課の事務分掌に関する規定です。

学務課の名称を変更するとともに、第13号から第20号にスポーツに関する事務分掌を追加します。

18ページをご覧ください。

第8条、生涯学習課の事務分掌に関する規定です。

第4号の内容を実態に合わせて削除するとともに、第14号及び第15号の文化財に関する事務分掌を削除します。

19ページをご覧ください。

生涯学習課の事務分掌の第22号から第29号、スポーツに関する部分を削除します。

次に第10条です。

生涯学習センター建設準備室の事務分掌を削除します。

1ページ飛びまして、21ページをお開きください。

別海町郷土資料館設置条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表です。

第2条の改正です。

文化財に関する事業を第6号及び第7号に追加します。

22ページをご覧ください。

別海町個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表です。

第2条の改正です。

生涯学習センター建設準備室に関する記載を削除するとともに、教育機関として第1号に生涯学習センターを追加します。

23ページをご覧ください。

別海町史跡旧奥行臼駅通所整備検討委員会設置規則の一部を改正する規則新旧対照表です。

第9条の改正です。

委員会の事務局を生涯学習課から郷土資料館に変更します。

24ページをご覧ください。

西別湿原ヤチカンバ群落地保護対策検討委員会設置規則の一部を改正する規則新旧対照表です。

第8条の改正です。

委員会の事務局を生涯学習課から郷土資料館に変更します。

規則6件の改正内容は以上となります。

25ページをご覧ください。

ここからは規程の改正になります。

別海町教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令新旧対照表です。

まず第1条の改正です。

生涯学習センター建設準備室の廃止に伴い、室長の記載を削除します。

次の第3条も同様に室長の記載を削除するものです。

次に第5条です。

こちらも室長の記載を削除します。

26ページをご覧ください。

各課の専決事項になります。

2の学務課長を学務・スポーツ課長に変更するとともに、社会体育に関する事項を追加します。

4は生涯学習課の専決事項です。

社会体育に関する事項を削除します。

27ページをご覧ください。

別海町社会教育施設等事務専決規程の一部を改正する訓令新旧対照表です。

第1条の改正です。

生涯学習センターの設置に伴い、専決規程の目的にセンター長を追加します。

第2条及び第3条についても、同様にセンター長を追加するため、館長となっている記載をセンター長等に変更します。

28ページをご覧ください。

別海町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令新旧対照表です。

第5条の改正です。

学務課長を学務・スポーツ課長に変更します。

次に別表です。

生涯学習センターの設置に伴い、センター長の公印に関する項を追加します。

29ページをご覧ください。

別海町教育委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令新旧対照表です。

第4条の改正です。

学務課長を学務・スポーツ課長に変更するとともに、生涯学習センター建設準備室の廃止に伴い室長に関する規定を削除します。

第9条も学務課長を学務・スポーツ課長に変更するものです。

教育長
(登藤和哉君)

教育委員
(粥川一芳君)

学務課主査
(佐藤亮君)

教育長
(登藤和哉君)

教育長
(登藤和哉君)

教育長
(登藤和哉君)

学務課主査
(佐藤亮君)

次に第 12 条です。

30 ページをご覧ください。

室長の記載を削除する改正となっています。

第 13 条は、学務課を学務・スポーツ課に変更する改正、第 16 条は生涯学習センター建設準備室の記載を削除するものです。

以降、第 20 条、第 31 条、第 42 条も学務課の名称変更、生涯学習センター建設準備室の削除となっています。

規程 4 件の改正内容は以上となります。

以上で議案第 4 号及び議案第 5 号の内容説明を終わります。

ただいま議案第 4 号、議案第 5 号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたらお受けしたいと思います。

何かありませんでしょうか。

確認ですが、議案資料 19 ページの生涯学習課の事務分掌の削除した部分、第 22 号から第 29 号まで、この部分はどこに移行したのかお聞きします。

学務・スポーツ課に変更となっております。

その他何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、御質問がなければ採決をさせていただきます。

議案第 4 号及び議案第 5 号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議はないようですので、議案第 4 号、議案第 5 号について原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 6 号別海町立小学校及び中学校の公務補の配置基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題といたします。

事務局説明お願いいたします。

議案第 6 号の内容について説明いたします。

議案の 28 ページをお開きください。

議案第 6 号別海町立小学校及び中学校の公務補の配置基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定についてです。

町内小中学校の公務補の人数は、配置基準に関する規定に基づき、各学校に 1 名配置することを基本とし、児童生徒数や学級数が一定以上ある学校には、さらにもう 1 名配置することとしていました。

これまでこの基準により、別海中央小学校及び別海中央中学校に

公務補2名を配置していましたが、両校の各種業務において、事務作業の負担が大きくなっている実態があったことから、職員配置を実態に応じた効果的な形態とするため、事務員1名を新規配置し、公務補1名を減員するよう基準を変更することとしました。

このことから、今後、公務補2名体制を公務補1名、事務員1名の2名体制に変更するため、別海町立小学校及び中学校の公務補の配置基準に関する規程を改正するものです。

それでは、議案の朗読は省略させていただき、ここからは、議案資料により説明いたします。

議案資料の32ページをお開きください。

別海町立小学校及び中学校の公務補の配置基準に関する規程の新旧対照表です。

まず、新たに事務員を配置することから、題名を公務補の配置基準に関する規程から、公務補及び事務員の配置基準に関する規程と改めています。

次に、第1条の目的です。

こちらにも事務員を追加しています。

次に、第2条の配置基準です。

この規定では、これまで公務補の配置基準のみを定めていましたが、ここに事務員の配置基準を追加します。

改正前のとおり、第1号及び第2号に括弧書きで規定していましたが公務補を2名配置する規程を削除し、改正後にあります第2条第2項のとおり、事務員の配置基準を児童数が200人以上又は学級数が12学級以上の小学校1名、生徒数が200人以上又は学級数が6学級以上の中学校1名として追加するものです。

なお、事務員の新規配置は町内で勤務している公務補の退職などによる減員に対して行うこととしておりますので、令和4年度に別海中央小学校、令和5年度に別海中央中学校へ配置することとしております。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

ただいま議案第6号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等があれば受けたいと思います。

何かありませんでしょうか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

なければ採決をさせていただきます。

議案第6号について原案のとおり決定することに御異議ございま

教育長
(登藤和哉君)

教育長
(登藤和哉君)

せんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議案第6号について原案のとおり決定することといたします。

議案第7号及び議案第8号ですが、こちらは、別海町教育委員会会議規則第9条により、日程第5その他の後に説明、採決を行いますので御承知おきを願います。

－【その他】－

教育長
(登藤和哉君)
学校教育課長
(池田卓也君)

それでは日程第5その他に入ります。

事務局から何かありませんでしょうか。

報告事項の中でも説明がありましたが、私のほうから英語指導助手ALTの詳細について報告いたします。

教育委員会議の中でも、新規ALTについて説明しておりますが、その後について報告いたします。

当初、令和2年9月に来る予定であった新規ALT、南アフリカ共和国出身のゴヴェンダー・クレヴァニン・イヴィシェン、27歳男性は3月6日に無事来日することができ、東京において、3月10日までホテルでの待機及びオンラインでのオリエンテーションを行いました。

3月10日には、別海町から通訳のためのALT1名と、職員1名が新千歳空港まで迎えに行き、同日の夜に来町しております。

翌3月11日金曜日には、念のため休暇をとり、週が明けた今週の月曜日、3月14日から出勤しています。

14日は、様々な手続きを行い、3月15日火曜日から、現在ALTとして活動しているマシューと2人で学校に行っております。

学校の様子などを視察している状況です。

英語指導助手としては、4月に入ってから本格的に活動する予定です。

また、長い間、別海町で過ごしてもらうため、慣れない国での生活となることから、現在活動しているALTや学校教育課において、生活面等においても支援していきたいと考えています。

本日、紹介しようと考えましたが、春休みまでの期間が少なく、学校に行く日数が限られているため、申し訳ありませんが、学校を優先させていただきました。

御理解をお願いします。

教育委員におかれましては、タイミングを見て紹介させていただきます。

教育長
(登藤和哉君)

なお、残り1名のALTについては、4月以降に来日の予定です。
情報が入り次第、また報告させていただきます。

以上です。

それでは、ただいまの説明に対し質問等があったらお受けしたい
と思います。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

その他、事務局から何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

委員の皆様方からその他何かないでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

それでは、再び日程第4の議事に戻ります。

議案第7号及び8号ですが、こちらは人事案件になりますので、会
議を公開しないこととしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

異議がないようなので、議案第7号、議案第8号は非公開といたし
ます。

ここからの会議は非公開となりますので、関係する職員以外は退
席お願いいたします。

職員が退席するまで、暫時休憩とします。

－（非公開）－

教育長
(登藤和哉君)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ご質問がなければ、採決させていただきます。

議案第7号、第8号について、原案のとおり決定することにご異
議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

異議がないようですので、議案第7号、議案第8号について原案
のとおり決定することといたします。

それでは、以上で本日予定していました案件全て終了でございま
す。

これをもちまして、第4回教育委員会議事を閉会いたします。

皆様大変お疲れ様でした。

－【閉 会】－